

答え:⑥

クーリングオフとは、いったん契約した場合でも、特定の取引については、一定期間であれば消費者が無条件で契約解除できる制度です。

④は電話を自らかけて注文しており通信販売です。

⑤はネットで注文しており通信販売(ネット通販)です。

通信販売はクーリングオフはできません。サイト内にかかっている「返品特約」のルールに従うことになります。

店舗での購入は一般的にクーリングオフはできませんが、エステの場合、1か月を超え、5万円以上の契約の場合、クーリングオフの対象になります。⑥はクーリングオフできます。

クーリングオフについて詳しくは当センターウェブサイト内の「クーリング・オフ制度」をご覧ください。